

令和6年度固定資産(償却資産)の申告について

平素は、村税につきまして御理解・御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、固定資産税については、土地や家屋のほかに償却資産も課税の対象となります。償却資産の課税については、申告制度(地方税法第383条)がとられ、償却資産の所有者は、毎年1月1日現在において所有する償却資産について、その資産が所在する市町村へ1月31日までに申告していただくことが義務づけられています。

償却資産は、法人税法又は所得税法の規定により減価償却費計算(税務署への確定申告時等に損金又は必要経費として算入)される有形減価償却資産のうち、構築物、機械装置、車両運搬具(自動車税及び軽自動車税の課税対象となっているものを除く)、工具器具備品等が該当します。

つきましては、以下の説明をご覧ください、必ず裏面の提出期限までに申告していただきますようお願いいたします。

申告について

(1) 申告義務者

令和6年1月1日現在、原村内に事業用償却資産を所有する法人又は個人の方です。

(2) 申告の方法

①前年度申告者(電算申告者を除く)……増減申告

同封しました令和6年度種類別明細書(一覧表)、又は、種類別明細書(増加資産・全資産用)、(減少資産用)に増減資産を記入してください。

②新規申告者及び電算申告者……全資産申告

該当資産を全て申告してください。

※令和5年中に資産の増減がない場合は「増減なし」と、また資産がない場合は「資産なし」と申告書(第26号様式)の備考欄に記入してください。

※不足の様式がありましたら、税務係までご連絡ください。

提出していただく書類

○償却資産申告書(償却資産課税台帳) } 必ず提出してください。

○種類別明細書(一覧表)

○種類別明細書(増加資産・全資産用)……新規・増加ありの場合のみ。

○種類別明細書(減少資産用)……減少ありの場合のみ。

○リース償却資産一覧表……リース資産がある場合のみ。

※郵送により申告書を提出する方で、控用に受付印が必要な場合には、宛先を記入のうえ切手を貼った返信用封筒を同封してください。

(3) 事業の廃止等

令和6年1月1日現在、事業の廃止等(廃業・村外移転等)があった場合は、申告書の備考欄にその旨記入し、提出してください。なお、法人化された事業主は、個人分の減少申告、法人分の新規申告をしてください。

(4) 提出上の注意

申告書及び種類別明細書は複写用で、ノーカーボン紙を使用しておりますので、二枚重ねたままボールペンで記載してください。

償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形の固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定により所得計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます(これに類する資産で法人税または所得税を課されない者が所有するものを含む)。

具体的には次のとおりです。

- (1) 令和6年1月1日現在で原村内に所在する資産(前年決算期以降1月1日までの増減資産を含みます)。
- (2) 耐用年数が1年以上で、取得価額が10万円以上(平成10年3月31日までに取得したものは20万円以上)の資産が対象となりますが、10万円未満(平成10年3月31日までに取得したものは20万円未満)の資産であっても減価償却資産として経理している資産は申告の対象となります。なお、取得価額が20万円未満の償却資産で法人税法上又は所得税法上事業年度ごと一括して3年間で償却を行うものについては課税客体としません。
- (3) 建設仮勘定において経理されている資産であっても、その一部が1月1日までに完成し、事業の用に供することができる資産。
- (4) 一時的に遊休又は未稼働のものや簿外資産(耐用年数を経過したものを含む)であっても、1月1日現在、事業の用に供することができる資産。
- (5) 資産の価値を増加させるための修理費、改良費および取得に要した金額(引取運賃・荷役費・手数料・消費税等も含む)。税込み経理方式を適用している事業者については、取得にかかる消費税額を取得価額に含めます。
- (6) 家屋の附帯設備のうち、家屋に取りつけられ、家屋と一体となっている建物附帯設備は、原則として家屋に含めて取り扱われますが、それ以外の附帯設備又は家屋の賃借人が付加した店内設備等については償却資産として扱います。
- (7) 資産の所有者が他のものに貸し付けて、事業のために用いられている資産。
- (8) 売電するために設置した太陽光発電設備などの資産

※ 家屋として固定資産税の課税対象となるものや、自動車税、軽自動車税の課税対象となっているものは申告の対象になりません。

償却資産の種類

償却資産は次の6種類に分かれています。下記参照のうえ申告書及び明細書を作成してください。

資産の種類	課税客体
第1種 (構築物)	舗装路面、独立煙筒、水槽、門、塀、広告塔、下水道、給水タンク、緑化施設、アンテナ、配電線、土地に定着する土木設備、基礎があるビニールハウス、その他移動できる簡易建物など。
第2種 (機械及び装置)	モーター、旋盤、プレス機、ボール盤、ボイラー、ミシン、コンベアー、ホイスト、ブルドーザー、パワーショベル、起重機、太陽光発電設備、農業用機械など。
第3種 (船舶)	一般船舶、ボート、ヨット、モーターボートなど。
第4種 (航空機)	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど。
第5種 (車両及び運搬具)	自転車、構内運搬車、フォークリフト、大型特殊自動車など(ただし、自動車税や軽自動車税を課税されているものは除く)。
第6種 (工具、器具及び備品)	机、椅子、ロッカー、金庫、ワープロ、パソコン等のOA機器、応接セット、テレビ、医療用器具、測定工具、取付工具、切削工具、電話、通信設備、コピー、エアコン、基礎がないビニールハウスなど。

その他

(1) 耐用年数の短縮について

法人税法又は所得税法の規定により、所轄国税局長から短縮耐用年数の承認を受けた償却資産については、承認された短縮耐用年数に基づき評価を行いますので、承認を受けたことを証する書類の写しを申告書に添付してください。

(2) 増加償却について

法人税法又は所得税法の規定により、法定普通償却に加えて増加償却がある場合は、所轄税務署へ提出した増加償却届出書の写しを申告書に添付してください。

(3) 課税標準の特例について

地方税法第349条の3、同法附則第15条、第15条の2、第15条の3等に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税の軽減を受けることができます。

特例に該当する資産を申告する場合は、種類別明細書摘要欄に「特例」と記入してください。また、当該資産について初めて特例を適用する際には、特例適用届出書と必要な資料を合わせてご提出ください。

(4) 特別償却・圧縮記帳について

償却資産の評価においては認められておりません。

(5) 固定資産(償却資産)の税額と免税点

税額は課税標準額の1.4%です。

課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません(免税点)。

※免税点未満になるかどうかは、課税標準額を算出した結果によって判断しますので、資産の多少にかかわらず必ず申告してください。

(6) 実地調査について

申告書受理後、地方税法の規定に基づいて実地調査を行うことがありますのでご協力をお願いいたします。なお、法人税、所得税の申告における減価償却費に関する資料(法人別表16、貸借対照表等)を添付してください。これにより調査を省略できる場合があります。

(7) 申告されない場合、又は虚偽の申告をした場合

正当な理由なく申告をしない場合、又は虚偽の申告をした場合は、罰則が適用され過料が科せられますので、必ず申告書を提出してください。

(8) その他、申告につきましてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

申告書の提出・問い合わせ先

〒391-0192

長野県諏訪郡原村6549番地1

原村役場住民財務課税務係

代表電話 0266-79-2111 内線 112

直通電話 0266-79-7923

提出期限 令和6年1月24日(水)

☆法定の提出期限は1月31日(土曜日又は休日にあたる時は、休日等の翌日とその期限となります。)ですが、事務処理の都合上、上記期日までの提出にご協力をお願いします。

※ 郵送により申告書を提出する方で、控用に受付印が必要な場合は、宛先を記入のうえ切手を貼った返信用封筒を同封してください。

【申告書の記載例】

・黒のボールペンで記入してください。

- ・申告書の提出日（郵送の場合は発送日）を記入してください。
- ・資産の所在する市町村長名を記入してください。

- 3 個人番号又は法人番号
- ・個人の場合は左側を1マス空けて12桁の個人番号を記入してください。
 - ・法人の場合は13桁の法人番号を記入してください。
 - ※忘れずに記入してください。

- 4 事業種目
- ・事業の種目を具体的に記入してください。
 - ・法人の場合は、資本金又は出資金等の金額も記入してください。

- 5 事業開始年月
- ・事業を開始した年月を記入してください。（法人の場合は設立年月）

- 6 この申告に应答する者の係及び氏名
- ・この申告について、照会があった場合に应答できる方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。

- 7 税理士等の氏名
- ・経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。

- 1 所有者の住所
- ・住所（又は納税通知書送達先）を打ち出してください。誤りがあれば赤字で訂正してください。
 - ・電話番号を記入し、ふりがなを付してください。
 - また方書（ビル名等）がある場合は具体的に記入してください。

- 2 所有者の氏名
- ・氏名又は法人名を打ち出してください。誤りがあれば赤字で訂正してください。
 - ・法人の場合は代表者の氏名を記入してください。
 - ・屋号があれば記入してください。
 - ・氏名にはふりがなを付してください。

前年前に取得したもの（イ）
令和5年1月1日現在の償却資産の取得額の合計を種類別に打ち出しています。

前年中に減少したもの（ロ）
・令和5年1月2日から令和6年1月1日までに減少した資産の取得価額の合計を種類別に記入してください。

前年中に取得したもの（ハ）
・令和5年1月2日から令和6年1月1日までに取得した資産の取得価額の合計を種類別に記入してください。

計（ニ）
・令和6年1月1日現在の償却資産の取得価額の合計を種類別に記入してください。
・次の算式により求めます。
 $(イ) - (ロ) + (ハ) = (ニ)$

令和6年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

受付印 ○○市町村長 ○○○○殿

令和6年1月○日

所有者コード 12345678

1 住所	〒○○○-○○○ ○○市町村○○町5丁目9番2号	3 個人番号又は法人番号	4 事業種目	5 事業開始年月	6 この申告に应答する者の係及び氏名	7 税理士等の氏名	8 短期耐用年数の承認	9 増加償却の届出	10 非課税標準の資産	11 課税標準の特例	12 貸借償却又は圧縮記憶	13 税務会計上の償却方法	14 青色申告
2 氏名	○ ○ ○ ○ 株式会社	4 事業種目	精密機械製造業	昭和42年10月	山田 太郎	山田 太郎	有	有	有	有	有	定率法	有

資産の種類	前年前に取得したもの (イ)			前年中に減少したもの (ロ)			前年中に取得したもの (ハ)			計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)		
	千円	百円	円	千円	百円	円	千円	百円	円	千円	百円	円
1 構築物												
2 機械及び装置			12,859,000									
3 船舶												
4 航空機												
5 車両及び運搬具			1,740,000									
6 工具、器具及び備品			1,070,250									
7 合計			15,669,250									

15 市(区)町村内 ○○市町村○○町○○番地

16 借用資産 借主の名称等 ジャパンリース株式会社 (別紙記入)

17 事業所用家屋の所有区分 (自己所有) 借家

18 備考 (添付書類等) 種類別明細書(増加資産用)2枚
種類別明細書(減少資産用)1枚
種類別明細書(一覧表)1枚
リース資産一覧表 1枚

・該当するものを○印してください。

- 15 所在地
- ・資産の所在地を記入してください。
 - また、所在地が二ヶ所以上ある場合は、それぞれの所在地名を記入し、その主たる番号を○印してください。

- 16 借用資産（リース資産）
- ・借用資産の有無について該当する方を○印してください。
 - なお、借用資産のある場合にはリース償却資産一覧表も併せて提出してください。

- 17 所有区分
- ・該当する方を○印してください。

- 18 備考
- ・添付した書類の名称及び枚数を記入してください。
 - ・納税管理人を定めている場合は、その者の住所、氏名を記入してください。
 - ・令和5年中に所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合の異動年月日及び旧住所、旧氏名又は旧名称等を記入してください。

【種類別明細書（一覧表）の記載例】

・赤のボールペンで記入してください。
この一覧表で次の申告（すべての申告）が可能です。

前年中の増加資産及び減少資産の申告 前年前の資産修正及び申告もれ資産追加の申告 全資産の申告

・Ⅰの増加及び減少資産の申告並びにⅢの全資産申告について、この一覧表で申告される方は、種類別明細書（増加資産・全資産用）及び種類別明細書（減少資産用）の用紙を使わないでください。（重複処理のおそれがあります。）
・※印欄は記入しないでください。

Ⅰ 全部減少
・前年中に減少した資産のある場合は、1に○印をしてください。

Ⅰ 一部減少
・資産の一部が減少した場合は、異動区分の修正2の番号に○印をし、資産の数量及び取得価額を修正してください。

Ⅱ
・プリントされている資産を修正する場合は、2に○印をしてください。

Ⅱ
・修正箇所を2本線で抹消し、その該当上欄に正しい名称、数値を記入してください。（一部減少の場合も同様）

ⅠⅡⅢ
・前年度取得の場合、前年前の資産で申告もれの場合及び新たに全資産を申告する場合は、3に○印をし、資産の種類、名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数、事由を記入してください。

この場合、種類別集計は直す必要はありません。

・前年度に取得した資産（令和5年1月1日現在の全資産）の合計を資産の種類別に集計プリントしてありますので、今年度の申告書を作成する際の参考にしてください。

資産の名称等
・品名、規格、型式等を30字以内で記入してください。

数量
・個数、面積、距離等を記入してください。
単位は省略して数字のみ記入してください。

取得年月
・資産を取得（購入、製作）した年月を記入してください。
・年号は次の数字で記入してください。
1 明治
2 大正
3 昭和
4 平成
5 令和

耐用年数
・減価償却資産の耐用年数に関する省令に掲げる耐用年数を記入してください。

取得価額
・資産を取得するために要した金額（引取運賃、荷役費・手数料・消費税等も含む）を記入してください。
・税込み経理方式を適用している事業者については取得にかかる消費税額を取得価額に含めて記入してください。
・圧縮記帳は、地方税法上では認められませんので、圧縮前の取得価額を記入してください。

処理コード（1点No）
・種類別明細書（減少資産用）へ記入する場合は、抹消コード欄へは、この欄のコードを転記してください。

増加理由
・資産が増加したことについて、該当する増加理由の番号を記入してください。
1 新品取得 2 中古品取得
3 移動による受入れ 4 その他

摘要
・課税標準の特例がある資産については、「特例」と記入してください。
・その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項があれば記入してください。

9999		〇〇市町村		種類別明細書（一覧表）																	
行政区	住所	世帯	※ ページ	住所		法		※ 所有者コード		※ 枚数		※ ページ									
1155			1010	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市町村〇〇町5丁目 9番2号				1 2 3 4 5 6 7 8		1 枚のち		1 枚目									
行番	異動区分	修正	増加	資産の種類	※	品目番号	資産コード	資産の名称	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	1月1日現在理論帳簿価額	1月1日現在評価額	課税標準の特例	課税標準額	税額の特例	事由	摘要	
01	①	2	3	6				エアコン	1	4 16 6	668,000	6									
02	1	②	3	2				レベラー ¹ (2台)	1	4 14 5	850,000	12									
03	1	②	3	6				クーラー エアコン	1	4 14 5	208,000	6									
04	1	②	3	2				横編機	1	4 11 1	7,555,000	7									
05	1	2	③	6				コピー機	1	5 5 10	194,250	5									1
06	1	2	3																		
09	1	2	3																		
10	1	2	3	1				構築物	5		12,859,000										
11	1	2	3	2				機械及び装置													
12	1	2	3	3				船舶													
13	1	2	3	4				航空機													
14	1	2	3	5				車両及び運搬具	1		1,740,000										
15	1	2	3	6				工具器具及び備品	3		1,070,250										
合計											15,669,250										

・種類別明細書（一覧表）について

令和5年1月1日現在の全資産をプリント出力してあります。異動があるときは、上記方法により記入して、申告書と併せて提出してください。

【種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載例】

・黒のボールペンで記入してください。

Ⅳ 令和5年中に取得した資産（増加資産）

- ・今回初めて申告していただく方は、令和6年1月1日現在の全資産を記入してください。
- ・種類別明細書（一覧表）で増加資産及び全資産を申告される方は、この用紙は必要ありません。

令和6年度

種類別明細書（増加資産・全資産用）

所有者名 ○○○○(株)

行番	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額	耐用年数	減価償却率	課税の特例	課税標準額	増加事由	摘要
					年	月							
01	Z		溶着機	1	4	3	900,000	10				①	
02	Z		モーター	6	5	1	1,300,000	12				②	
03	6		エアコン	2	5	4	1,000,000	6				③	

資産の種類
1 構築物
2 機械及び装置
3 船舶
4 航空機
5 車両及び運搬具
6 工具、器具及び備品のそれぞれ該当するものの数字を記入してください。

資産コード
・記入する必要はありません。なお、各事業所で独自の番号・記号等を付している必要の場合には、8字以内で記入してください。

資産の名称等
・品名、規格、型式等を30字以内で記入してください。

数量
・個数、面積、距離等を記入してください。単位は省略して数字のみ記入してください。

取得年月
・資産を取得（購入、製作）した年月を記入してください。年号は以下のとおりです。
1 明治 4 平成
2 大正 5 令和
3 昭和

耐用年数
・減価償却資産の耐用年数に関する省令に掲げる耐用年数を記入してください。

取得価額
・資産を取得するために要した金額（引取運賃、荷役費・手数料・消費税等も含む）を記入してください。税込み経理方式を適用している事業者については取得にかかる消費税額を取得価額に含めて記入してください。圧縮記帳は、地方税法上では認められませんので、圧縮前の取得価額を記入してください。

摘要
・課税標準の特例がある資産については、「特例」と記入してください。
・その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項があれば記入してください。

増加理由
・資産が増加したことについて、該当する増加理由の番号を記入してください。
1 新品取得 2 中古品取得
3 移動による受入れ 4 その他

・記入する必要はありません。

【種類別明細書（減少資産用）の記載例】

Ⅴ 令和5年中に減少した資産（全部減少、一部減少）

- ・黒のボールペンで記入してください。
- ・種類別明細書（一覧表）で資産を減少される方は、この用紙は必要ありません。

令和6年度

種類別明細書（減少資産用）

所有者名 ○○○○(株)

行番	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分				摘要	
					年	月				1売却	2滅失	3移動	4その他		
01	2		旋盤	1	3	6	1	1	1	①	②	③	④	①	②
02	2		コンクリートカッター	3	4	1	8			①	②	③	④	1	②
03	6		刃磨セット	1	4	3	6			1	②	③	④	①	②

横浜支社へ移動

抹消コード
・別添の種類別明細書（一覧表）から減少した資産の物件コード（1点No.）を記入してください。

・減少した資産の種類・名称・数量及び当該資産の取得した年月を別添の種類別明細書（一覧表）から記入してください。

取得価額
・減少した資産の取得価額を記入してください。なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記入してください。（減少の事由及び区分欄へ○印を忘れずに）

減少の事由及び区分
・当該資産が減少した事由とその区分について該当するものの番号をそれぞれ○印してください。

摘要
・減少した事由により、売却先の名称・滅失の理由・移動の受け入れ先の所在地等を記入してください。
・その他当該資産が減少したことについて必要な事項を適宜記入してください。

別表1) 減価残存率表

耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率	
	前年中 取得のもの	前年前 取得のもの		前年中 取得のもの	前年前 取得のもの
2	0.658	0.316	51	0.978	0.956
3	0.732	0.464	52	0.978	0.957
4	0.781	0.562	53	0.978	0.957
5	0.815	0.631	54	0.979	0.958
6	0.840	0.681	55	0.979	0.959
7	0.860	0.720	56	0.980	0.960
8	0.875	0.750	57	0.980	0.960
9	0.887	0.774	58	0.980	0.961
10	0.897	0.794	59	0.981	0.962
11	0.905	0.811	60	0.981	0.962
12	0.912	0.825	61	0.981	0.963
13	0.919	0.838	62	0.982	0.964
14	0.924	0.848	63	0.982	0.964
15	0.929	0.858	64	0.982	0.965
16	0.933	0.866	65	0.982	0.965
17	0.936	0.873	66	0.983	0.966
18	0.940	0.880	67	0.983	0.966
19	0.943	0.886	68	0.983	0.967
20	0.945	0.891	69	0.983	0.967
21	0.948	0.896	70	0.984	0.968
22	0.950	0.901	71	0.984	0.968
23	0.952	0.905	72	0.984	0.968
24	0.954	0.908	73	0.984	0.969
25	0.956	0.912	74	0.984	0.969
26	0.957	0.915	75	0.985	0.970
27	0.959	0.918	76	0.985	0.970
28	0.960	0.921	77	0.985	0.970
29	0.962	0.924	78	0.985	0.971
30	0.963	0.926	79	0.985	0.971
31	0.964	0.928	80	0.986	0.972
32	0.965	0.931	81	0.986	0.972
33	0.966	0.933	82	0.986	0.972
34	0.967	0.934	83	0.986	0.973
35	0.968	0.936	84	0.986	0.973
36	0.969	0.938	85	0.987	0.974
37	0.970	0.940	86	0.987	0.974
38	0.970	0.941	87	0.987	0.974
39	0.971	0.943	88	0.987	0.974
40	0.972	0.944	89	0.987	0.974
41	0.972	0.945	90	0.987	0.975
42	0.973	0.947	91	0.987	0.975
43	0.974	0.948	92	0.987	0.975
44	0.974	0.949	93	0.987	0.975
45	0.975	0.950	94	0.988	0.976
46	0.975	0.951	95	0.988	0.976
47	0.976	0.952	96	0.988	0.976
48	0.976	0.953	97	0.988	0.977
49	0.977	0.954	98	0.988	0.977
50	0.977	0.955	99	0.988	0.977
			100	0.988	0.977

注)「前年中取得のもの」の欄は半年分の減価残存率、「前年前取得のもの」の欄は1年分の減価残存率です。

■ 償却資産の評価方法

取得価額 × (減価残存率)

(注) 減価残存率は耐用年数に応ずる減価率(別表1「減価残存率表」参照)
なお、評価の最低限度は取得価額の5%です。

■ 決定価格について

決定価格=評価額

■ 課税標準額について

課税標準額は、原則として決定価格(前記により求めた額)と同じになりますが、課税標準の特例の適用を受ける資産については当該資産の決定価格に課税標準の特例率を乗じて得た額が当該資産の課税標準額となります。

● 特例のない場合

課税標準額=決定価格

● 特例のある場合

課税標準額=決定価格×特例率

■ 固定資産(償却資産)の税額と免税点

税額は課税標準額の1.4%です。例えば、課税標準額が200万円の場合、年税額は28,000円です。

課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。(免税点)